

石川県公報

平成 28 年 12 月 27 日

第 1 2 9 6 5 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		選挙管理委員会	
○随意契約の相手方等	(行政経営課) 1	○政治団体の届出の公表	7
○石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業政策課) 1	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	7
公 告		○政治団体の解散の届出の公表	8
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 2	○資金管理団体の届出の公表	8
○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 3	○石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8
○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	(水産課) 5		

告 示

石川県告示第569号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

平成28年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県情報セキュリティクラウド構築 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部行政経営課情報システム室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成28年10月11日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
北陸通信ネットワーク株式会社
金沢市西念1丁目1番3号
- 随意契約に係る契約金額
255,366,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第570号

石川県農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和46年石川県告示第263号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の表第1号から第3号までの規定中「年1.27%～年1.37%」を「年1.3%～年1.4%」に、「年0.87%」を「年0.65%」に改め、同表第4号中

年1.27%					
～	年1.27%	年0.87%	を	年1.3%	年1.3%
年1.37%				年1.4%	年0.65%

に改め、

同表第5号中「年1.27%～年1.37%」を「年1.3%～年1.4%」に改め、同表第6号中「年1.27%」を「年1.3%」に、「年0.87%」を「年0.65%」に改め、同表第7号中「年1.27%～年1.37%」を「年1.3%～年1.4%」に、「年0.87%」を「年0.65%」に改め、同表第8号中「年1.27%」を「年1.3%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- この告示による改正後の第2条の規定は、平成28年12月19日以後に貸し付けた資金に係る利子補給について適用し、同日前に貸し付けた資金に係る利子補給については、なお従前の例による。
- 平成28年12月19日以後に貸し付けた資金のうち同日前に承認を受けたものの利子補給については、前項の規定にかかわらず、当該資金に係る同日前の貸付利率又は同日以後の貸付利率のいずれか低い方を基準として利子補給率を定めるものとする。

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーホームセンターヤマキシ桑原店
加賀市桑原町ホ22番 1 ほか41筆
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成28年 8 月16日
- 市町の意見の概要
市町名 加賀市
意見の概要
(1) 騒音の発生に係る事項
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保すること。
(2) 廃棄物に係る事項
廃棄物処理法その他関係法令等を遵守すること。
- 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間
平成28年12月27日から平成29年 1 月27日まで

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢大河端複合店舗
金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内 7 街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更

公告日 平成28年8月19日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成28年12月27日から平成29年1月27日まで

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 三共農園	加賀市新保町カ33番地	加賀市豊町イ34番ほか7筆
有限会社 吉田農産	加賀市宮地町ト23	加賀市宮地町448番ほか2筆
東谷 清一	加賀市山田町タ10番地	加賀市山田町ほ66番ほか9筆
中野 昭廣	加賀市大聖寺上木町出村56番甲地	加賀市大聖寺上木町9番ほか3筆
坂上 忠	加賀市上河崎町ヨ20	加賀市上河崎町131番ほか10筆
東 勇夫	加賀市小菅波町ヌ88番地	加賀市小菅波町44番ほか4筆
中谷 治夫	加賀市伊切町に148番地	加賀市伊切町59番ほか3筆
宮下 長保	加賀市弓波町イ80	加賀市弓波町152番ほか2筆
山出 吉栄	加賀市弓波町イ49	加賀市弓波町92番ほか7筆
株式会社 六星	白山市橋爪町104	白山市乙丸町655番ほか18筆
株式会社 AMT	白山市宮丸町152-1	白山市宮丸町227番ほか18筆
有限会社 双和ファーム	白山市村井新町23-1	白山市北安田町217番ほか21筆
矢木 又二	白山市北安田町5200	白山市北安田町48番ほか1筆
中堀 裕之	白山市宮丸町52	白山市宮丸町2066番ほか1筆
株式会社 ヤマジマ	白山市安吉町277	白山市吉田町1116番ほか2筆
安實 吉久	白山市矢頃島町12	白山市矢頃島町28番1ほか3筆
有限会社 ノモト農産	白山市相川町280	白山市平木町963番ほか8筆
有限会社 くらた農産	白山市乙丸町5	白山市坊丸町554番ほか8筆
小西 重之	白山市島田町30	白山市島田町734番ほか11筆
中西 良祥	白山市平木町32	白山市北安田町365番1ほか11筆
有限会社 グリーン松任	白山市村井町1776	白山市北安田町497番ほか15筆
林 博之	白山市向島町10	白山市向島町800番ほか2筆
有限会社 安井ファーム	白山市七郎町15	白山市北安田町997番ほか4筆

有限会社 北井農産	白山市上柏野町7	白山市上柏野町936番ほか1筆
有限会社 黒澤農場	白山市黒瀬町23	白山市松本町2111番ほか2筆
北崎 和久	白山市剣崎町36	白山市剣崎町1533番ほか2筆
金子 洋	白山市剣崎町83	白山市剣崎町1546番1ほか1筆
安田 憲一	金沢市下安原町西357	金沢市下安原町西283番ほか2筆
清水 宣幸	金沢市下安原町西367	金沢市下安原町西847番ほか10筆
荒川 顕博	金沢市下安原町西310	金沢市下安原町西906番ほか11筆
吉田 孝之	金沢市下安原町西390	金沢市下安原町西1010番ほか7筆
西村 和憲	金沢市下安原町西133	金沢市下安原町西1222番2ほか8筆
吉田 武志	金沢市下安原町西141	金沢市下安原町西656番ほか2筆
山森 篤	金沢市下安原町東333-1	金沢市下安原町西1090番ほか9筆
松尾 武弘	金沢市下安原町西305	金沢市下安原町西1106番ほか3筆
堀 治	金沢市下安原町東332	金沢市下安原町西1060番ほか1筆
安田 伸一	金沢市下安原町東336	金沢市下安原町西640番
山 浩明	金沢市下安原町西356	金沢市下安原町西535番ほか2筆
馬田 康浩	金沢市下安原町西148	金沢市下安原町西415番ほか4筆
向井 好昭	金沢市下安原町西131	金沢市下安原町西895番ほか2筆
池端 一之	金沢市下安原町東335	金沢市下安原町西795番ほか10筆
池村 正明	金沢市下安原町西344	金沢市下安原町東1269番ほか4筆
西村 健一	金沢市下安原町西334	金沢市下安原町西927番ほか4筆
荒井 登	金沢市下安原町西328	金沢市下安原町西1086番ほか2筆
安原 孝久	金沢市下安原町西178-1	金沢市下安原町西494番
荒川 雅登	金沢市下安原町西142	金沢市下安原町西1078番
石黒 一英	金沢市下安原町西372	金沢市下安原町西898番
村田 浩之	金沢市普正寺町1の56	金沢市普正寺町式字65番
村本 知三	金沢市普正寺町1の14	金沢市普正寺町参字23番
福田 武比古	金沢市普正寺町1の48	金沢市普正寺町参字116番
奥村 明義	金沢市疋田1-175	金沢市福久町イ37番ほか3筆
農事組合法人 One	金沢市才田町は25-2	金沢市才田町戊27番ほか4筆
有限会社 美園川ライス	金沢市才田町は118	金沢市才田町戊368番
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市八田町東40	金沢市大場町西1327番ほか2筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市大場町東148	金沢市大場町東604番1ほか3筆
柏木 哲也	金沢市大場町東908	金沢市忠繩町238番1ほか9筆
小林 正治	金沢市八田町東324	金沢市八田町東3064番ほか1筆
株式会社 北ファーム	金沢市宮保町イ4	金沢市高柳町七字79番ほか8筆
大田 昇	かほく市二ツ屋レ25-1	かほく市二ツ屋新4番ほか74筆
杉角 俊信	かほく市二ツ屋ヨ4-1	かほく市二ツ屋に32番ほか5筆
大多 勝	かほく市二ツ屋タ1	かほく市二ツ屋西5番ほか6筆
川村 秀行	河北郡津幡町字川尻力239番地	河北郡津幡町字川尻に25番ほか9筆
本田 明	河北郡津幡町字太田い58番地	河北郡津幡町字川尻ほ158番
若林 正則	河北郡津幡町字舟橋そ20番地	河北郡津幡町字横浜3番1ほか1筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町字舟橋164番地	河北郡津幡町字川尻ほ5番ほか2筆
橋本 堅一	河北郡津幡町字舟橋イ114番地	河北郡津幡町字舟橋48番1ほか4筆
新田 勇人	河北郡津幡町字舟橋イ109番地	河北郡津幡町字舟橋56番1ほか1筆
有限会社 河原農産	河北郡津幡町字能瀬力14番地	河北郡津幡町字能瀬南12番ほか3筆
藤本 英幸	河北郡津幡町字下河合イ69番地1	河北郡津幡町字下河合は9番ほか10筆
池野 武秀	河北郡津幡町字渦端ト33番地	河北郡津幡町字太田の42番1ほか2筆

洞庭 元	河北郡津幡町字川尻力241	河北郡津幡町字川尻に124番1ほか2筆
高 利充	七尾市能登島百万石町27-3	七尾市能登島南町37番
農事組合法人 佐野ファーム	七尾市佐野町ノ21-6番地	七尾市佐野町ウ16-2番ほか2筆
山崎 勝盛	輪島市門前町浦上46-7	輪島市門前町安代原8番ほか9筆
池 徹哉	輪島市二勢町19番地	輪島市長井町47番1ほか1筆
山本 久司	鳳珠郡穴水町竹太24字37番地	鳳珠郡穴水町古君ネ39番ほか3筆

2 認可年月日

平成28年12月27日

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成28年1月12日公表。以下「石川県計画」という。)の全部を平成28年12月21日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成28年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成26年の生産量で6万トン(全国第18位)、生産額は200億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約3千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源水準の状況を見ると、低位が4から5割、高位が2割程度、残りが中位となっている。各資源の状況は年により変化しているが、低位にとどまっている資源や、悪化している資源も見られる。

本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成28年11月24日公表。以下「基本計画」という。)により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型

漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第 1 種特定海洋生物資源の平成 28 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成 28 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- (2) まいわし 平成 28 年 1 月から同年 12 月まで 27,000 トン
- (3) まさば及びごまさば 平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで 若干
- (4) するめいか 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで 若干
- (5) ずわいがに 平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで 369 トン

2 第 1 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成 29 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- (2) まいわし 平成 29 年 1 月から同年 12 月まで 19,000 トン
- (3) まさば及びごまさば 平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (4) するめいか 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (5) ずわいがに 平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定

第 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成 29 年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりである。
なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

まいわし 中型まき網漁業 10,800 トン
定置漁業及び小型定置漁業 若干

第 4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）及びはえなわ（すけとうだら）漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

2 まあじ

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

3 まいわし

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

4 まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 するめいか

5 トン未満の動力船による釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力

量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

6 ずわいがに

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第 5 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第 2 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

第 6 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第 2 種特定海洋生物資源の平成 29 年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

第 7 第 2 種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第 109 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 27 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かほく潟国際貨物 空港建設同盟	辻 史 朗	辻 八 太 朗	金沢市池田町立丁 4	平成 28 年 11 月 9 日
田代けいこ後援会	田 代 敬 子	田 代 素 久	白山市西柏町 2-8	平成 28 年 11 月 14 日
新しい能登町を つくる会	鳥 井 俊 介	鳥 井 實 千 代	鳳珠郡能登町字宇出津ウ 128-5	平成 28 年 11 月 22 日
大西潤後援会	宇 野 順 一	西 田 省 三	かほく市二ツ屋ヨ 6 番地	平成 28 年 11 月 22 日
幸 翔 会	車 幸 弘	炭 田 俊 一	白山市鶴来大国町マ 19 番地	平成 28 年 11 月 25 日

石川県選挙管理委員会告示第 110 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったの

で、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 石川県ちんたい支部	小村 利幸	政治団体の 名称	自由民主党石川県 ちんたい支部	自由民主党石川県 全管協ちんたい支 部	平成28年10月28日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
池元まさる後援会	池元 勝	政治団体の 名称	池元まさる後援会	池元勝後援会	平成28年11月8日

石川県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松本くにお後援会	上 島 静 夫	平成27年12月20日

石川県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成28年12月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
車 幸 宏	石川 県 議会議員	幸 翔 会	白山市鶴来大国町マ19番地	平成28年11月25日

石川県選挙管理委員会告示第113号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年12月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1,797人